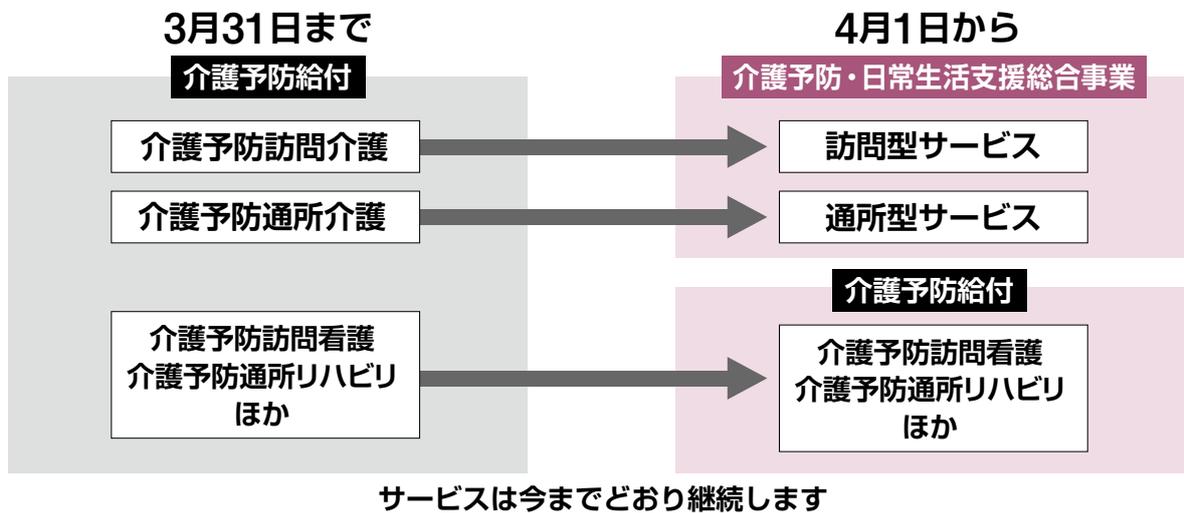


平成28年4月から始まります

介護予防・日常生活支援総合事業

— 要支援認定者に対するサービスが、一部変更となります —

介護保険法の改正に伴い、要支援1および要支援2の方が利用されている「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」について、これまで介護予防給付として位置づけられていましたが、市では平成28年4月より、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業として位置づけます。



■サービスの提供事業者を募集します

市では、新たなサービスとして「短時間デイサービス」と「生活援助サービス」を行うにあたり、実施いただく事業者を次のとおり募集します。

【短時間デイサービス(指定)】

内容 要支援認定者および基本チェックリスト該当者に提供する短時間デイサービス

要件 市内に事業所を有する法人(市税の滞納がない方)で、市が定める人員や施設などに関する基準を満たすこと(市に届出が必要です)

国保連合会を通じた請求・支払になるため、電算システムの整備等が必要です。

【生活援助サービス(委託)】

内容 要支援認定者および基本チェックリスト該当者に提供する生活援助サービス(軽微な清掃や買い物代行などの生活援助サービス)

要件 市内に事業所を有する法人(市税の滞納がない方)

詳細についてはお気軽にお問い合わせください。

■何が変わるの？

訪問型サービスや通所型サービスに変わっても、これまでどおりのサービスをご利用いただくことが可能です。

また、サービスの対象者が、これまで要支援1および要支援2の方のみでしたが、新たに「基本チェックリスト(※)」という確認方法で、何らかの支援が必要と認められた高齢者の方も、訪問型サービスや通所型サービスをご利用いただくことができるようになります。そのほか「短時間デイサービス」などの、新しいサービスも充実していきます。

(※)基本チェックリストとは、要介護・要支援認定を受けなくても、必要なサービスを利用できるよう、相談窓口などにおいてご本人の状況を確認させていただく手続きのことです。



申込・問合せ先 高年介護課 ☎35-3178

虐待を受けたと思われる
子どもがいたら

ご自身が出産や
子育てに悩んだら

子育てに悩む
親がいたら

市の相談窓口(子育て支援課、健康推進課、子育て支援センター)にご相談ください

●連絡先 月～金曜日(午前8時30分～午後5時15分) ☎35-3179 夜間・休日 ☎32-3333

2016.3.1